

御先祖記 三

## 御先祖記三

自天正十三乙酉  
到慶長五庚子

一天正十三年八月、真田を御責被成候、仔細八天正十一未の年  
真田か嫡子源三郎を家康公へ進上仕御下知に随申な  
から大坂へ使を秀吉に属し申により真田退治と被  
成、大久保七郎右衛門忠世・鳥井彦右衛門元忠・平岩七之助親吉・保  
科弾正正久・岡部弥次郎長盛・柴田七九郎重政・屋代越中  
正信・三枝平右衛門守勝・諏訪・下條・大草・知久・遠山・祝部彼是  
七千余騎上田に寄る真田作毛をなき捨城門を閉はかり  
ほとに軽兵を出しよはくと見せ引退よせて敵を  
あなとり鬨をあけてすゝみかゝるを真田父子千余騎を  
卒して突かかる、又百姓三千人に紙小旗を指せ鉄炮を

加へて四方の谷々に伏置て鬨を合させける寄手大勢に  
取巻れて八叶ましと駭騒き退く真田勝に乗て進み  
大久保・平岩・本多主水・尾崎左門兄弟稻留て下知をなせと  
も味方不聞入逃走る、それ故尾崎兄弟討死す、酒井与  
九郎は首を取て進むとすれとも鳥居か勢敗北の所に  
戸石より敵出合追之小見孫七郎取て返し鎧を合討  
死す、乙部藤吉・本多主水・黒柳孫左衛門なと矢石を放て加  
賀川迄引退く、味方三百余輩討死大久保七郎右衛門馬を止  
め金のあけ羽のさし物を指上て敗軍の味方を集る所  
に大久保平助忠是を見付かけ来を敵見付一騎も  
あまさしと追かくる、平助取て返しおひける敵を  
討此間に木本隼人・松平七郎右衛門・天方喜三郎・天野小八郎・

戸塚久助・後藤宗平・足達善市・太田弥四郎・気多甚六・江坂茂助等馳集る、然共百騎に不過大久保此勢を高所に備へたるに真田か兵日置伊右衛門と云者味方に紛れて懸入平助を見付日置を突くされとも鞍の前輪に当て手はおはす、日置かあとに繼たる兵鎧を延て善市をつく平助乗出し日置を突かんとする所を彼繼たる跡の兵平助か鎧をからむ、平助なおして突んとする内に日置虎口を遁れ高上に云けるは川中嶋衆の加勢を思ひ敵の中へかけ入平助に突れたりと云かくて真田加賀川を前にあて備を立る、大久保・平岩か方へ使を立て申けるは敵勢いまた集らす、早々一戦をかくへしと云遣

けれとも平岩前の軍に兵そくはく討れ勞兵と成ぬれは一戦すへからす、同じくは引退加勢を乞れ可然と返事す、大久保・鳥居・保科に一戦を進めけれとも鳥居・保科申けるは味方縦敵を切崩候共皆勞れ果たる事なれ八後戦危し只思ひ止り給へと云大久保腹を立我計も一戦すへしとて川端に張出て備立る、真田いかゝ思ひけん人数を引退翌日各丸子の城に働きちくま河を越て八重原に押上る真田は海野を押通て八重原の下に備を出す大久保・柴田七九郎を以て鳥居・平岩に云けるは両將の勢をちくま川の端へ出され候へ某岡部・金田一手に成て弥津原を取切一同にすゝみ敵を可討と進めけれとも

両将又不応大久保重て芝田を遣し川端に備給間敷候ハ、此山の峠に備て我等か後詰をし給へと申けれ共両将猶同心なし此故に働事あたはずして八重原に野陣を取て隙を窺ふきて真田安房守昌幸嫡子伊豆守信幸・二男左衛門佐幸村足輕を出して鉄炮を放たしむ、大久保また使を鳥居と平岩かたへ遣申けるは真田父子足輕を出して岡部長盛か兵を戦八んとす願所の幸なり手庸一戦して真田父子を討取へし早々兵を出さるへし某岡部に入替て可戦と催促すれ共同心なし此使行還の時刻にはや岡部戦勝て真田敗軍す

異本二八月十九日真田安房守諏訪安芸守戦利ヲ失フ  
同廿九日丸子河ニテ真田ト岡部弥次郎長盛戦トイヘトモ又利ナシ

大久保申ける八平岩・鳥居に不備手勢を柴田に加て戦たりし

かは真田父子之内一人八討取へき詮なき奴原に使をたて時刻をうつし真田を討取さる口惜きよと後悔す、後日に家康公岡部に感状を被下岡部与力の者坂山・依田・新藤此軍に鑓を合なり其後真田度々うち出武威を振ふといへとも味方勞れて更に出合す、家康公被聞召井伊兵部直政・松平周防康重に五千余騎を被指添両将信州に起廿四日真田と戦始真田又上杉景勝に加勢を請るよし聞へけれ八各軍勢を引取小室の城に大久保七郎右衛門忠世を止置真田を押し保科・諏訪・下條・知久は皆在所へ歸井伊・松平・鳥居・平岩・柴田・岡田・三枝是みな遠州へ歸

一 同十一月廿三日、三州岡崎の城代石川伯耆守数政御譜代の家を捨て妻子引連欠落申太閤秀吉公へ仕る、是八秀吉公

写者私云  
此所落字

ト見へ文続  
カス依之大

久保家ノ

三河記ト見

合也朱書  
ヲ加フ也

計策をして十萬石の加増を以招るゝ故なり、家康公馳せ

給ひ則岡崎に移。玉ヒ小室に被指置。大久保七郎右衛門にも急罷登へき旨被仰大久保七郎右衛門申けるハ

今かゝる時刻を窺て景勝此表へ出可申候しかのみなら

す、武田信玄の子盲目にて信玄ノ息七回目在しを真田取立て

甲州へ入可申由風聞仕候、秀吉公を敵に御請始終難計

思召候ハ、猶此城を御捨不可有然は召に応し參上仕

よりは此城を守罷在候ハ某大の忠功成へしと申上

けれ共。重て罷登るへき由被仰下大久保か一族の家石川か宅の近辺成ゆへ妻子の

安否を氣遣此城にとゝまらんと云ものなりなし七郎右衛門

弟の平助をよひ只今如此なれば汝残止へしと云、平助

申けるは吾所領にふけり止可申にてハ無御座候へ共

主君と兄との命の重さを以止可申候義に依て命を

捨ん事武士の面目也とて十一月より翌年二月迄在城  
仕候へ共景勝も出す真田もよらす候故一命無恙さて  
石川八秀吉に仕へ候得共譜代の主を捨来無覚束とて  
さして覚もなかりつれ八後悔におよひ天正十八年小  
田原陳の時秀吉公石川か事を様々家康公へ御取繕有  
て信州松本を給しなり

一 同十二月廿八日、家康公左近衛大将同日左馬寮御監

一 今年、織田信雄卿より羽柴下総守勝雅・土方勘兵衛雄久  
兩人を被遣家康公へ被仰候は信雄と秀吉と先年の  
争ひ只一旦の事にて御座候故今したしくなしみ被成  
候上は家康公もすみやかに御上洛御座候て秀吉と和  
睦被成候へとの事なり家康公御合点なし

一天正十四年春、秀吉公より羽柴下総守を進、又三河へ和儀の事にて被遣折節家康公吉良へ御鷹野に御出被成候故下総守御鷹野迄致伺公右之趣申上候、家康公一円御合点なし又の日下総守御前へ罷出る家康公御覽被成何とてかへらす候哉吾上洛の事更に無合点幾度も同事成へしとの御意なり下総守申上候八乍恐秀吉今度と兩度御上洛の事御申上天下の主たる秀吉に御したかひなく八定而軍さを発し可被申候、今御国へ參見申候に御城も堅固に無御座又要害もよく無御座候へ八合戦八あやうく候間秀吉御心に随ひ給ひよく御座候、半由申家康公被仰候は秀吉若草を被致候共人数十萬より多く八有ましく候、吾人数二三萬有へし秀吉公の兵多しとゆふとも地

形を知へからず其上一旦の付随勢也、我兵は少といへとも  
諸代相伝の郎等共也、秀吉公の人数を険難にむかへて  
戦んに味方の勝ん事疾風の草を偃し、大山の卯を圧  
かことくならん、秀吉公の何程いかり給ふ共おそろしから  
す、下総は早々歸へし、若又来ならば命を失るへしと  
被仰に付下総守舌を振て大坂へ歸、委敷秀吉公に申夜更  
て秀吉公帯解ひろけ出給、下総守を被呼信雄卿をも又  
招かれ家康公を上洛させん分別こそあれ、我妹を  
南明院  
殿ト申  
家康公の簾中になして上洛させん、若なを家康の家人共  
疑をなさは我母大庁を人質として三州へ下し、家康の  
上洛を招へしとて又下総守を三州へ被下ける勝雅酒井  
左衛門尉忠次に逢て此儀を語る、家康公聞召然八上洛ある

へしと御合点なり、下総守歸て秀吉に申ければ大に御悦  
すな八ち榊原式部大輔康政を被召康政上洛仕富田左近か  
家に落着たるに秀吉公押付左近か家に來らせ給ひ  
康政上洛を聞て少もはやくまミえんとおもひ登城  
を待すして來と宣ひ康政に被仰候ハ去ル申の年小牧  
一戦の時康政か状を見たりしに秀吉主君信長の御恩  
をしらす、信長の御子信雄卿に向て弓を曳るゝ事悪  
逆不道云にさらす、然に諸方の大名小名心指をよする事  
儀理にそむく、誰是をにくまさらんと有しととき我腹立  
事胸にさゝへ康政を討たらん者には誰によらす望  
の恩賞をあたえんと含を下し一たひ康政か首を見て  
鬱憤を散へしと思ひたるに今家康と交を結ひぬれ

は悪と思ふも散失主君に忠の深き所を感じるにたとへ  
なしと念比に被仰候なり

一 同年五月十四日、南明院殿浜松に着御上臈・女房・下女・半女  
百五十余人也、榊原式部大輔康政か家に御輿をよせられ其  
後御城へ御入候也、就夫家康公御上洛を催さるに猶御上洛  
なし、秀吉公いかり給ひて徳川秀康公殺し奉むと云説  
有、家康公聞召秀康秀吉の養子として遣す所なり  
子を殺さんは無慈悲の親なり、我なんそ是を悲ん嫁娶の  
縁を結といえとも敵国と隔ぬれ八戦事今に始す、弓  
矢の習なり上洛する事思ひもよらすと被仰候に付  
秀吉の御母を人質として参州下し給んとす、羽柴  
美濃守秀長

秀吉ノ  
弟ナリ

大にいかつて申しけるは母を質とし

敵に送るゝ事門の大なる恥也、家康下知に不随は一  
戦をとけ勝負をこそ見らるへけれとて同心なし、秀吉公  
聞召秀長か心溢しとて九月終母公を三州へ遣八さる、井  
伊兵部少輔直政・本多作左衛門重次母公を請取中岡崎の城へ  
入奉り四方に薪を積重堅固に守、若上方て家康  
公不慮のもあるならば此薪に火を付秀吉の母  
焼殺んとの為也

一 秀吉の御母を三州へ被遣上八仔細有ましきとの事にて  
家康公御上洛被成御供に八本多中務大輔忠勝・榊原式部大  
輔康政・阿部伊与守・永井右近真勝・鳥居左京・西尾隠岐守  
吉次・牧野讚岐守等也、大坂へ着御美濃守秀長の家に入  
給その日秀吉公家康公の御旅館に來らせ給御旅行の

御草臥を御いたハリ秀長へ被仰付御もてなし善尽し  
美画す

家康公御上洛任テイチ御膳二毒ヲ入テ被進ハツ二候所二大和大納言ヘト  
御座上下ノ御辞退有大納言殿上座二御着候故家康公ノ可被召上毒ヲ大納言殿被召上果  
給フト也

一 同年十月四日、家康公権中納言に任給、御暇御申御帰国也  
浜松へ御入城有て秀吉公の御母公も大坂へ返し奉らる、井伊  
兵部少輔直政を御使にて今度御馳走の御礼被仰秀吉公  
直政に種々御馳走相伴に石川伯耆守を被仰付然共直政  
伯耆守に一言の挨拶なし、秀吉公直政に御茶を給時も伯耆  
守を相伴させ給直政か言、伯耆守八人面にて心は畜生なり  
譜代の主を捨て秀吉に任申不義と云怯弱と云武門大  
に悪所なり、さにはあらずやと云懸けれとも伯耆守一言も

返答もなし

一 天正十四年十二月、家康公浜松より駿河の御城へ御移徙押詰の事なれ八御家人家を移す者なし、大久保治部大輔忠隣一人移り申候、余人八春に成引越申候

治部大輔後号相模守ト

一 同十六年四月十四日、秀吉公の聚樂の亭に行幸をなし給ふ、家康公八大納言にて関白の御先に馬をうたせらる同十六日寄松と云題にて御歌有家康公

緑たつ松の葉ことに此君の千とせの春を契りてそ見る

一 同十七年<sup>己丑</sup>、台徳院殿秀忠公御歳十一

家康公此御歳四十八

始而御上洛

秀吉公へ見へさせ給御供八井伊兵部少輔直政

二十才

秀吉公悦

給ひ秀忠公をたゝせ申て歩ミ給ひて見せ候へとて歩せ申扱もくよく生付給事哉、乍去髪を結様衣絞の繕

ひ田舎めきていやしければとて御髪を結直し御小袖御上下迄召替させ被成金銀を以持たる御刀・脇差を指せ申御手を引出させ給直政に見せ給我秀忠を都共にしなしたり初の夷中様と八格別成へし、直政見て嬉しかるへし、家康公も見給て見違めされ候てさこそ悦んに早々つれたちて国へ歸へしと被仰なり

一 同十八年正月十四日、南明院殿御逝去御年四十八

一 同三月、関白秀吉公相州小田原北条氏政・氏直退治として

関東へ発向

氏政上州沼田ノ城ヲ給ナラハ 上洛シ秀吉ニ見ヘント約束ノ沼田ヲ得テモ上ラス アマツサヘ真田力城ヲ攻取故ナリ

家康公

も二万五千人したかへ御馬を被出長窪を越えて本山中に至給秀吉公の先陣山中の城を落して北条左衛門太夫氏勝・朝倉能登守を追払て秀吉公すくに湯本真覚寺に陣し

給ふ、松山に石壁を築、宮城野口・湯本口・竹浦口を攻破小田原城辺に至給ふ、秀吉公高き所に上りて小田原の城に向て小便を被成家康公貴方も爰にて小便を被成よ、敵我目の下に有、滅亡今なるへし、然は関東八州 伊豆相模武蔵安房上総下総上野下野 貴方へ追可中との御事なり

一 武州岩付の城八浅野弾正少弼・木村常陸介に家康公の臣本多中務大輔忠勝を指添一万余騎にて被指向 秀吉三月十一日ヨリ出ントスルトキニ

家康公ノ臣伊奈熊忠次来テ連日ノ雨ナル程ニ爰ニ逗留ナサレヨト云秀吉前二川有時雨降トキ八不渡候ヘ八後月二不被渡熊蔵力曰小勢ナル時可也、大軍ノ越八溺死多カルヘシト云、秀吉其言ヲホメテ三日逗留スルナリ 城主北条十郎氏房 氏直弟 小田原に籠る故、本丸をは

伊達与兵衛三の丸を八妹尾下総守片岡源太左衛門に預置れける故城門より突て出、一足も引しと防き戦ふ、本田平八郎忠

政 後号美濃守中務大輔長男 十六歳一番に鎧を入、妹尾をうち取爰に三州

和田春興院の住持秋遇

渡辺山城一成カ  
弟坊主ナリ

姿こそ出家にて候共

先祖渡部よりも御代々忠功仕候へ八某も今度先手に加て討死可任之由申上、本多中務か手につかへて岩付を責るさて敵防きかねて引色に見ゆ味方勝に乗て塀近へ攻よせたるに秋遇軍勢の先に進て一番に塀を乗、敵待懸たる事なれば乗とひとしく懸合て是を討それより味方続て乗入二の丸迄打破、本丸の伊達こらへかね笠をあけて降参仕故、一命を介三の丸に籠置

一 北条持の城々山中を始として、松枝・松山・鉢形・岩付・葦山夏外所々の口々破ぬるに松田尾張守逆心を企、成田下総守も秀吉公へ内通有けれ八極運の籠城叶難しとて氏房・氏直公に速に城を秀吉公へ被渡、籠城の者共の一命を介られ候へとて

申に付、氏直も分別を定かね給に其繩の北条左衛門太夫氏勝も井伊兵部少輔・榊原式部大輔にすかされて城を渡す、秀吉公より羽柴下総守を以伊豆・相模両国を北条の領地として和平可有由被申候故、氏直終に山上郷右衛門一人をつれて家康へ御座まし、右之趣を諾、父氏政を初て籠城の者共を介ちれは明日速に城を渡し可申由被仰、家康公則秀吉公へ御申被成候へは秀吉公にも御合点にて和平調、氏直城へ御歸被成、翌日氏政・氏輝小田原の城を出、医師安栖力宅へ入秀吉公仰けるは氏政・氏輝を殺んは痛敷けれ共大坂よりは迄軍を出す事北条退治の故なれはとて終に自害を進らる、氏直は家康公御聲なれは死罪を宥められ高野山へ被遣

一 北条滅亡によつて御約束のことく家康公へ関八州を秀吉公被遣井伊兵部少輔直政・本多中務大輔忠勝・榊原式部大輔康政に十万石宛被下小田原の城を八大久保七郎右衛忠世に預被下ける

一文録(ママ)元壬辰年天正廿年二、秀吉公朝鮮国をしたかへんため関白職を三好七殿へ被渡し関白英次と号し、御身八太閤に成給て諸国の軍平を随へ築紫に趣(ママ)給名護屋に旅館被成朝鮮国を攻らる、家康公も名護屋に御在陣被成候、朝鮮の軍本朝の兵勝利を得といへともちようせんの土民日本の武士を恐れなつく事なく地を捨て逃去、田畑を作さりしかは日本人飢に及て餓死せんとす、秀吉公此由聞給家康を日本に留攻務を渡し奉、加賀大納言利家を左の大將軍とし蒲生飛弾守会津少将氏郷を右の大將軍とし秀吉公

自ら三十万騎の兵を下知して朝鮮より大明を改亡し大明  
皇帝と成へしと宣ひけれ八家康公仰けるは是八太閤  
の仰とも不覚候、某若の時より弓矢を取て此年迄敵に  
恥を請不申何故に日本に止大明の軍を耳の外に聞  
可罷在候、早く渡海可仕と御腹を立被仰けれ八浅野  
弾正長政、家康公に向て徳川殿何事に怒らせ給ふそ世  
の中に申伝候八狐は人に取付禍をなす物之由久敷聞  
及候へ共未其物を見たる事八無御座候、此太閤八秀吉公  
にて八なく狐の入替たるにて候といへは太閤大に御立腹に  
て顔色替気色もあしく聲高にやあ弾正何と云と  
早刀を抜て打懸給を利家・氏郷はやく中に入弾正を  
押のけ長政を八我々誅し可申候、太閤の御身として

御手をおろさせ給ふ事無勿体候を申弾正少も怒る  
気色なくかく申長政なと八縦数百人切給とも少し然申  
事にて八なく候、此年月の兵乱の上にまた朝鮮陣を  
被発により家一つに人三人有八一人八朝鮮へ渡る故、日本の  
軍平大方渡海し今手伝つゝかぬに付餓死する者多  
し、此上にまた太閤出船し給八明日より八盜賊夥敷  
発日本はくらやみと成可申候、いかに徳川殿御政道正し  
く御仕置被成候とも一旦には六十六カ国の乱を治給八ん  
事かなひ給八しと存候、同は朝鮮の軍を思ひ止り被指  
向人数をも被召歸文を修し武をのへ政を被成貴賤賤  
老若を悦され候へ是を御用被成ましく八早々長政か首  
を打給へと申太閤八物をも宣す利家・氏郷・弾正に目く

八せして座敷を立る、長政八我陣屋に歸、太閤よりの使次第切腹をすへしと四五日の間待とも其沙汰なし其折節、薩摩国梅北の某と云者徒党をあつめ一揆を起す、肥後国熊本の城を責取の由注進有、太閤此注進御聞被成家康公に被仰浅野長政を被召長政か罪を許さるゝ由申渡、今度梅北か一揆を弾正か嫡子左近太夫幸長遣し然共年若くして覺束なければ家康公より本多中務大輔忠勝を被指副候へと御頼被成候故、忠勝左近太夫を伴ひ肥後の国に起んとする所に熊本か家老一揆を討亡よし注進ある故、中務も左近も名古屋(護方)へ歸なり秀吉公長政を肥後国へ被遣仕置可仕由被仰付

一 是より秀吉公久敷名護屋にあらは諸国乱んと御合

点文録<sup>(ママ)</sup> 一年の冬帰洛被遊候

一文録<sup>(ママ)</sup> 三年より秀吉公、去年癸巳浅井備前守長政か娘

号定  
殿トの腹にもふけ給御子 名ハヒロイト  
云後号秀頼に天下を譲らんと被思

召、関白秀次公逆心又多具重し故、同四月七月終に秀次公を  
高野にて御腹めさせ給ふ也、弥秀頼に天下御讓に極たる

に付後見として五人大年寄と名付頼定給、武蔵内大臣

徳川家康公・加賀大納言前田利家卿・安芸中納言毛利輝元卿・

備前中納言浮田秀家卿 直字  
長子・越後宰相上杉景勝卿此五人を大

年寄と定、万事を頼給との事なりさて六力条の法令を

定

一 国主群長之嫁娶不可私為之也、必得台命而後可決之

二 大名小名不可私給堅盟国禁也

三 若有鬪淨之事則以其能忍之者為善耳

四 不拘貴賤必勿多畜待妾也

五 飲酒者以酒為期沈醉長夜之飲者堅制之

六 聽駕卿輿之輩五人大年寄至高寿之公卿五山有才之長者也阿迂此書二如此かの至高寿之公卿五山有才之

長者也、縱雖国持而其年甚壯則不許之若年至五

十則其行程一里之時籠駕可許若於有病疾則

非制限

此六力条若違魁之則可觸於刑辟者也

五 奉行と云八浅野弾正少弼長政・前田徳善院玄以・増田右衛門尉

長盛・石田治部少輔三成・長束大蔵大輔正盛、三人の小年寄と云

八 生駒楽頭正成・中村式部少尉一氏・堀尾帯刀吉晴、此三人

大年寄と五奉行と不和之儀有之八非儀之方を諫むへ

しとの定其役人なり

一 慶長三<sup>戊</sup>成年六月十六日、伏見夥敷騒動す、其比八家康公・秀忠公御両所共に伏見御在京也、就夫藤森に家を構へ井伊・本多・榊原など関東より登て居所にする也、此時井伊兵部直政藤の森に居候か騒動を聞、家康公の御旅館へ懸付る、仰に曰何所より如此騒立や基本を聞召不届との給あり

一 同年八月十八日、豊臣関白秀吉公六十二歳にて伏見の御城にて薨し給時五人の大年寄の中にも家康公を第一に秀頼の事并朝鮮在陣の者の事頼被置、浅野弾正・石田治部少輔、家康公の命を請て筑紫の博多へ下、諸將の帰朝を催す、家康公より藤堂佐渡守高虎を被遣朝鮮の様子を

窺せ給に嶋津義弘軍に大利を得て諸將の帰朝危から  
す、難なく在陣の衆を引とり給ふ

一 家康公、嶋津義弘か功を御感に思召、領知四万石加増と  
して被下なり

一 同四年、大年寄四人五奉行五人含九人の衆、小年寄三人を以、誓紙  
を認め、家康公へ上奉る婚姻上と意に背申間敷云、天下  
いつとなく家康公御政務に成なり

一 同年五月十日、太閤秀吉の御遺言に任て秀頼公七歳に  
成せらるゝを大坂へ移まいらせらるゝに付、家康公を奉始  
加賀大納言利家其外大名小名各位奉す、家康公八片桐市正  
直守か家に二日御逗留被遊、同十二日大坂を御出申の刻伏  
見へ御帰被成候、同十九日家康公有馬法印の家へ成せられ色々

の御馳走の上にて舞曲有暮に及井伊兵部大輔直政参て  
何事哉覽御穩密<sup>(ママ)</sup>の御相談有て直政帰、頓て藤堂佐渡守高虎  
来て又御穩密<sup>(ママ)</sup>の御物語有、今夜より伏見騒敷ひしめく事  
あり

一 同廿一日、五奉行より三人の小年寄に相国寺の元長老  
を以て家康公へ申上げる八先年太閤被仰置候八国主又八  
一部共知行する旁々縁辺の事あら八何も相談之  
上にて結ひ候様にとの事にて御座候、処に太閤薨し  
給て多くの月日も立不申候に大名共と御縁辺を御  
組被成候、尊慮いかなる御事にて候と申

一 夫より仙台の伊達陸奥守政宗

政宗力娘ヲ家康公御子上総少将忠輝公へ進上申・福嶋左衛

門太夫正則

御縁辺之事・蜂須賀長門守至  
後日ニ可改

御縁辺 方へも五奉行

使を立、私に家康公と縁辺を被結候事我俵なる仕かたせと申ける政宗より我等儀八曾て不在候、堺の今井宗薫と申町人取扱候との返事也、又福嶋左衛門太夫八縁辺の事家康は思召なく候へ共討等儀太閤の御爪の端にも候へ八家康公と親敷罷成候へ八秀頼公御為に可然と存候ての儀にて候との返事也、因慈家康公と五奉行と出入有て世の中六ヶ敷見へたるに付諸大名心々に成也、家康公へかけ集候衆八池田三左衛門輝政・福嶋左衛門太夫正則・黒田如水軒其子甲斐守長政・森石近太夫忠政・藤堂佐渡守高虎・有馬中務法印毎夜伺公任大谷刑部小輔吉隆も人数を集て若諸勢家康公へ取懸候八、味方可仕覚悟也、<sup>(マ)</sup>切五奉行八家康公おへ使を指上て後太閤の御座屋形に集り様々許議して何も退出の時石田治部小輔

庭へ出て我等か人数を八早々出し候と云へは増田右衛門聞  
ていか様大事の事にて御座候、儘楚忽の働不可有とて  
別れける、其比榊原式部大輔康政八上洛仕候か物騒敷さを  
熱田にて聞取物もとりあへず、伏見へ参家康公御対面被  
成頃日の様子雑説共を被仰聞也、本多佐渡守正信・伊奈熊蔵・  
大久保十兵衛八御算用の儀に付罷登、其外関東衆大津・山科・  
醍醐・木幡の辺に大勢居被申候

一 三人の小年寄八大年寄と五奉行と若出入りあら八其中を  
取持へきよし太閤の御遺言故、此度堀尾帯刀吉晴・井伊  
兵部直政に向て何も御和睦の事を調、互の誓  
紙を以慶長四年二月五日に何事なくしつまり申候、右の  
誓紙共八堀尾預なり

一 同年二月廿九日、加賀大納言利家其比病氣成ければ大坂より家康公の伏見の御座所へ御見廻なり、其仔細八五奉行天下を我俣にせんため家康公と利家卿を失ひ申さんと思ふ頃利家は如此煩にて以の外なれ八押付果てらるへし、然八肥前守利長 利家長男小松中納言利常ノ兄 を倒さん八何より安けれ八家康公御一人を何とそ失ひ申さんと巧む事を長岡越中守忠興 細川玄旨 藤孝子儀二 利長へ委敷語を利長又利家に告る、依之加藤主計 号三齊ト 頭清正・浅野左京太夫幸長をも味方に引入、家康公へひたすら利長の事を頼被申候御入魂の印也、家康公利家の入来を罷聞召御迎に御船を被出加藤清正・長岡忠興・浅野幸長も被参、殊の外御馳走被成、御酒出て後利家の家来神谷信濃守を被召出、御盃を被下利家被申八只今被成御座所余に

端近く候間向嶋へ御に移被成可然被申候付堀尾帯刀なと  
と被仰合伏見の城へ前田徳善院当番の日向嶋へ御移被成候  
是八前田と堀尾縁のある故なり、堀尾事八度々家康公へ忠信  
を尽し申に付御疎意に思召れさる誓紙を可被下由被  
仰候へ共吉晴迷惑成よし達て申上候に付御代官として  
井伊兵部少輔直政誓紙を認、吉晴に遣之さて越前にて  
五万石吉晴に被下候なり

一 三月十一日、家康公大坂の利家宅へ御見廻被成候、是八先日  
の御返礼也、井伊兵部少輔・榊原式部・阿部伊与守正勝御供なり  
利家の病重く候へ共忝様々御馳走仕、かねて御入魂を被  
申衆皆々伺公仕処へ石田治部少輔聞之法衣を着なから  
此座敷へ来、家康公則座敷を追立、藤堂和泉守

信濃  
守事

か中嶋

の家に御泊被成候、其夜石田治部少輔に一味の輩小西撰津守  
行長か家に集て藤堂か家に押よせ家康公を討奉とす  
吉田侍従・福島正則・長岡越中守・黒田甲斐守長政・堀尾帯刀  
吉晴・加藤主計頭清政皆々御見方の衆なれ八藤堂か家に  
かけ集る有馬法印・織田有楽源五郎長盛  
信長弟・山岡道阿弥・岡江雪  
も藤堂か家に有、扨浅野弾正長政・徳山五兵衛入道藤堂か家  
へ参申上げるは利長事、利家に不替御懇被成被下候半との  
御誓紙を被下候様にと希申上家康公御意に利長に少  
も疎意なし、ケ様に云合る上八誓紙に不及といへとも所望  
ならば伏見より可被下由にて夜明け八伏見へ御帰被遊  
を半途迄見おくり奉候、榊原式部御先に乗、井伊兵部八御跡  
に乗なり

一 閏三月三日、加賀大納言利家大坂にて病死す、加藤主計頭清正  
長岡越中守忠興・福嶋左衛門太夫正則・池田三左衛門尉輝政・浅野左  
京太夫幸長・黒田甲斐守長政・加藤左馬介嘉明一味同心して石田  
三成を討んとするに付大坂中夥敷騒げる、石田三成聞之我  
家に取り籠る、然処に佐竹右京大夫義宣伏見にて此由を聞  
石田を救んとして人数を八守口に留て大坂へ来て同意之輩  
と示合て石田を女輿に乗て佐竹も是に付て、浮田秀家  
か備前嶋の家に送、それより佐竹義宣・秀家の人数を連  
て石田を供して伏見へ立退、各是を追伐とせられ候時  
本多佐渡守正信申けるは三成を殺ん事八何より安く候へとも  
三成一味の者共多く御座候へ八大なる禍ならんやと申を  
家康公殊の外御感被成御扱被成、石田三成を佐和山の城へ

何事なく御入被成、石田難有存よし三河守秀康を以申上る、それより家康公の御戚光朝日昇りかことく成にける

一 毛利輝元・嶋津義弘・佐竹義宣八石田と一味の事なれ八様々つくるひをいたし、家康公の向嶋の御屋敷へ日々に伺公仕扨何を相談いたし伏見の城へ家康公御移被成様にと申上に付、三月十三日また徳善院か当番の日、伏見の御城へ御移被成遊候而堀尾内談にてかくのことし

一 同年八月廿八日、領知仕置の為として肥前守利長加賀へ下る、其外大名多く在所へ歸る、利家のよしみゆへ家康公より利長へ御懇に付諸人も利長を敬けるにより石田治部少輔・増田右衛門尉是をにくみそねみて様々悪事ともを家康公へ申上るに付色々の雑説多し、土方勘兵衛雅朝

利長  
従弟

大野修理治長と無二の知音故、皆々の不和成を無事にせんと取繕を聞て奉行共にくみて大野修理を八結城へ

流し

岩城と有

土方勘兵衛をは太田に流し、佐竹義重か館に預

置

義重八義宣ノ父  
常州水戸在城也

一 其比、九鬼大隅守善隆と稲葉蔵人通茂と相論の事情

その中へ八稻葉か領分より下す筈九鬼か領分を通るにより  
毎度運上を九鬼か方へ出す、太閤他界已後是を出さす  
就夫訴論に成、家康公被聞召太閤八万民の勞を憐み  
故、淀・宇治などの運上をも御免なり、然共遠国へ八いまた  
此段不達処に死去なり、是を思へは九鬼運上をとらんと  
云事如何と被仰付なり、それ故九鬼御恨に存たる也  
一 又其比加賀肥前守利長反逆の沙汰有、家康公、丹羽五郎左衛門

尉長重を召連利長反逆必定なら八北国の先蒐を可被  
仰付とて、吉光の御刀を被下又柴田左近を召て石田治部  
少輔か佐和山の城へ被遣候、此仰の趣八誰も不知、石田治部少  
輔悦申、則誓紙を持、柴田に国光の脇指を与、御返事を  
申上る

一 宇喜多中納言秀家の臣宇喜多左京・戸川肥後・岡越前・花房  
助兵衛・同志摩守何を秀家氣に背き他所へ出る、大谷刑  
部少輔吉隆元来家康公へ御如在を不存候といへとも此  
事を取持んとて榊原式部少輔康政と相談して扱を  
入るといえとも事不調、家康公是を聞召榊原を被召て  
他家の物云事を可取持いはれなし、剩事不調何のかい  
あるや幸に汝の番代として平岩上洛す、早々関東へ下るへ

しと御立腹にて被仰付しを大谷承、殊の外迷惑仕伺公を止申、浅野弥兵衛長政八肥後守利長か縁者ゆへ、世上説宣しからず、其故甲州へ引籠候八誤なきよし追日知申候、肥前守も誤無御座印とて老母芳春院を大坂より江戸へ進上仕なり

一 慶長五<sup>庚</sup>子年、上杉景勝在国にて上洛なし、其時逆心あるよし様々説有、依之家康公伊奈図書を会津へ被遣御意見被成候へ共合点無之に付奥州へ御下向被遊景勝御退治可被成に極候に付、ある夜御前に伺公候者に世間の取さたを被為間に何を何とも不申候に米津清右衛門申上候様世間の取さた八今度景勝反逆八一人の思慮に非ず石田治部少輔と心を合、まつ景勝に逆心させ、君を奥州へ下し其跡にて

治部少輔うつて出可申沙汰にて候、左様に候へは前後に敵を請させ給なるへし、就夫奉行人の人質を御取被成、大名共を被召登伏見に軍勢を被入置奥州御下向伯耆守成可然事なり、左様の事もなく御下向八勿論体と風聞仕と申上る、家康公聞召少もそれに御かまひなし鳥井彦右衛門元忠を伏見の城代に被指置奥州へ御下向被成候、御軍法の定白州口 会津ヨリ 二千里 家康公・秀忠公信 夫口 会津ヨリ 二十里 伊達政宗米沢口・山形出羽守義光津川口・前田肥前守利長魁首・堀久太郎秀治随逐輩・村上周防守義明・溝口伯耆守定勝七月廿一日に追手搦手一同に入乱て仕よし被相触

一 六月十六日、家康公大坂を御出馬、御供の人々酒井宮内少

輔忠次

或八  
家次

・同右京大夫忠重・大久保加賀守忠常・同治右衛門忠佐・

本多美濃守忠政・同内記忠朝・奥平美作守信昌・同大膳太

夫家昌・平岩主計頭親吉・小笠原兵部少輔秀政・同信濃守

長政・松平玄番頭家清・戸田左門一西・同采女正氏鉄・本多上野

介正純・青山常陸介忠次・同伯耆守・松平和泉守忠次・阿部

備中守正次・本多豊後守康重・高力左近長慶・菅沼大善定利・

大須賀出羽守忠政・内藤三左衛門信成・松平内膳忠慶・天野三郎

兵衛康景・石河長門守康通・本多縫殿介康俊、伏見に一日御

逗留之処に景勝か家臣直江山城守方より豊光寺兌長老

への返礼到来なり今月朔日長老よりの状十三日下着し

て被見之由にて山城守か状八四月十四日の日付なり

此日付ノ月相  
違六月力又日

兌長老ヨリノ状四月  
朔日ノ日付タルヘシ可改

其返状の趣八景勝事去々年戌年越後よ

り奥州会津へ国替被仰付候刻、上洛仕間も無御座候へ八謀反可仕様も無御座候、讒者に引合是非を御糺被下候様にとの事にて様々云分返状也

一 六月十八日、家康公伏見を御立、大津にて御昼休被成候へ八城主京極宰相若狭守高次御馳走被申上、其夜石部に御泊りの処に水口の城主長束大蔵大輔正盛父子御見廻申上、水口にて御膳を上申度由、家康公より長束父子に御腰物を被下候、廿日、四日市より御船に被召、三州佐久嶋へ御着被下候へ八田中兵部大輔御待儲仕御馳走申上、廿一日、御船を篠島へ被付候へ八吉田侍従井伊直政御馳走申上、廿三日に浜松へ御着被成候へ八堀尾信濃守忠氏御馳走申上、堀尾帯刀吉晴八其比越前の府の城を預罷有候か府の城には孫の勘解由甥

宮内を残置、御目見のため又子息忠氏奥州御供送のため浜松へ来て御祝儀を申、廿四日、昼小夜中山に御休被成候へ八山内対馬守一豊御待儲仕、廿五日、駿府に着御中村式部少輔一氏か家臣横田内膳か二の丸の宅に入御被成候、中村一氏は其比病氣以之外なりけれ八人に介られ御前へ罷出今度御供不仕候儀口惜存候、愚息一学幼少に御座候へ八弟彦右衛門に人数を預御供可為由申上る、廿六日、沼津に御着被成候へ八中村彦右衛門一栄御礼被申上、三嶋へ被成御座候へ八大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信御迎に罷出、七月二日、江府へ御着則御城へ入御被遊候、御跡より罷下今日江戸参着の衆には福嶋左衛門太夫正則・同息刑部大輔正之備後守コト・同掃部頭正頼・池田三左衛門輝政・同弟備中守長吉・堀尾信濃守忠氏・

長岡越中守忠興・同息与市郎忠利・中村彦右衛門一栄・京極  
修理亮高政・浅野左京太夫幸長・稻葉蔵人通茂・田中兵部大輔  
長政・同息民部少輔長頼・山内対馬守一豊・藤堂佐渡守高虎・  
同宮内少輔高佐貞・加藤左馬助嘉明・有馬玄蕃頭豊氏・蜂須賀  
長門守至鎮・生駒讚岐守正俊・黒田甲斐守長政・寺沢志摩守  
広高・織田有楽長益・富田信濃守信高・古田兵部少輔信勝・古  
田織部正重勝・織田河内守長孝・金森出雲守重頼・九鬼長門守  
守隆・徳永左馬助寿昌・戸川肥後守正則・天野周防守景俊・  
佐々淡路守行政・分部左京亮政寿・小出遠江守政豊・市橋下  
総守政綱・石河玄蕃頭貞政・幸山相模守貞政・本多因幡守正氏・  
宇喜多左京成政・松倉備後守重正・佐久間河内守政実・秋田  
城之介実孝・佐藤駿河守信元・鈴木越中守重爰・水野河内守

清忠・池田備後守・池田備後守知政・丹羽勘介氏信・本多若狭守重氏・村越兵庫是ヨリ名乗・長谷川甚兵衛・船越五郎左衛門・岡田助右衛門・三好新ナシ後日可改・右衛門・同入道為三・津田小平治・神保長三郎・秋山左近・赤井五郎作・中河半左衛門・能勢惣左衛門・岡田庄五郎・森宗兵衛・箸尾半左衛門・兼松又四郎・柘植平右衛門・別所孫次郎・山岡道阿弥、此外記に暇あらず都合五万八百人なり

一 江府御城代として松平因幡守・石川日向守忠昌被指置、町奉行には板倉四郎右衛門勝重後二号伊賀守、代官には伊奈熊蔵也

一 同年七月十一日、仙台伊達陸奥守正宗、家康公御味方として同国白石の城を囲む会津ヨリ三十里、仙台ヨリ十余里、此城八上杉景勝持の城にて甘糟と云家臣に預て守らせらる甘糟戦事難叶して同廿三日に降を乞

一 七月十九日、中納言秀忠公奥州御進発被成、先例に任せ  
榊原式部大輔康政先陣を仕、結城宰相秀康卿・松平薩  
摩守忠吉・蒲生藤三郎秀行・皆川山城守信政・成田左衛門  
尉氏憲・仙石越前守忠俊・真田安房守昌之・同伊豆守信之・  
同左衛門佐幸村・森右近太夫忠政・水谷左近太夫勝信・山川民  
部大輔朝信・多賀谷左近頼資・日根野徳太郎吉重・石川玄  
蕃頭康長・松平飛騨守忠昌・同下総守忠明・本多中務大輔忠  
勝・井伊兵部少輔直政、都合六万九千三百騎、先陣八下野国  
佐久・山太・田原に至れ八後陣八古河・栗橋にきたり

一 仙台中納言正宗白石の城を囲む由

正宗白石ヲ立テ福嶋ニ向トキ福嶋ノ城主本庄出羽守五十辺マテ

出向戦フ本庄打負福嶋ニ引入トキ正宗福嶋ニ寄ル柳川ノ城主須田大炊石<sup>七千</sup>御山福嶋ヨリ人数ヲ残シノロシヲ上サセ時分ヲ計テ正宗ノ旗本ヘ切カ、ル正宗破テ御山ヘヒキ退トキ須田自身正宗ヲ二太刀キル正宗錦衣ヲ切落スソレヲウバイトリ須田所ニ右ノ錦衣八サミ箱シヨモツナト今ニアリト云々

上杉中納言景勝きかれ白石の後詰として福嶋に至

白石ヨリ  
九リ半

景勝の先手には蒲生藤三郎秀行の家人栗生美濃守・岡佐

内・小畠所座衛門・外池ト甚左衛門・北川凶書・布施次右衛門・安田勘介

是等  
八ミナ

秀行ノ家人ナリ秀行未若年ニテ国ノ仕置吾ト執行コト或カタクユヘ頃家人  
喧嘩ニ付所領工才御減ナサレ秀行ヲ宇都宮ニ指ヲカル、刻家人牢人シテ景勝ニ仕

先手の

者とも福嶋より二里押出し瀬の上と云所に小川を隔備た

り、正宗八白石の甘糟降を請ゆへ白石をは打捨、福嶋に向ふ

瀬の上に備たる景勝の先手の内岡佐内、陸奥守正宗か

旗先を見て出向んとする、其時栗生美濃守申八敵は

大勢にて競ひ来る事なれ八川を前に当て備へ、正宗か

人数川を越る半途かけ合て戦な八勝利を得へしと制す

れ共不用、川を越るにより我おとらしと景勝勢川を

越るなりあんのことく正宗か勢山下よりかけ合けれ八会津

勢ことく破軍して北川図書・布施次郎右衛門・安田勘介討死す、正宗勝に乗て逃るを追、自身刀を抜て岡左内か猩々皮の羽織を二刀切也、其時栗生美濃守横合にかけ来るゆへ正宗か勢す、ミかねたる所に初破軍したる景勝勢蹈止て引返んとする故、正宗も追事をと、まりぬ其内に福嶋よりまた人数を出す事を聞て正宗兵軽く引取なり

最前正宗出勢ノ時跡ヨリ引来夫馬ヲ景勝郎等須田大炊介人夫追チラシ荷駄ヲウハイ正宗カ竹二雀ノ紋ノ幕ヲトリタルハ此トキナリ

七月廿一日、家康 公此トキ内大臣 御出馬鳩谷に着御被成候、廿三日小山に御陣被成常陸の太守佐竹右京大夫義宣かたへ嶋田治兵衛を被遣景勝と一味にて候哉、又御先を可仕候与御尋被成候処に佐竹申上候は家康公へ対し奉り少も御如在を不奉存候、然共大坂に妻子を留置候へ八会津への先かけ何とも

難儀に存候、ケ様に申上候として全く景勝とも石田とも一味にて無御座よし御返事仕る

天下平均一同ノ御代トナル景勝八家康公へ奉向弓ヲ引候トモソレハ武士ノ習ニテ苦トテ上杉ノ家ヲモ御倒不被成百二十万石ノ領地并会津ヲ被召上景勝ノ家老直江山城力城付三十万石被下米沢ヲ今ニ知行スルナリ佐竹八二ノ足ヲフンテ武士ノ本意ニアラスヒキヤウナル事トテ常陸水戸ヲ召アケラレ奥州秋田ニテ十八万石被下所力へ被仰付今ニ秋田ニ居ス

一 同廿四日、此二三日まへより上方にて石田謀反仕由、雑説有といへとも

不慥処に今日実儀を上聞に達す、其趣は去ル十二日大坂へ馳

参石田一味の人々に八安芸中納言・毛利輝元・同宰相秀元・同臣

吉川駿河守元春・安国寺恵瓊・小西摂津守行長・嶋津兵庫頭義

恒

異本二兵庫頭ヲ修理太夫義久トアリ義久ハ義弥力兄也又異二又一郎忠恒ハ右衛門太夫俊久ノ男トアリ或ハ又一郎忠恒トモ有異二嶋津修理大夫義久其弟兵庫頭義弥其弟右衛門太夫俊久其弟中務家久トテ兄弟四人トアリ後日可改也

同中務大輔昌久

異二兵庫頭忠久トアリ

義弘か男又

七郎忠恒・筑前中納言金吾秀秋・備前中納言浮田秀家・岐阜

中納言織田秀信・長宗我部宮内少輔盛親・松浦刑部卿法印鎮信・

高橋右近長行・有馬修理大夫正純・秋月三郎種宗・相良宮内少輔  
頼定・伊藤民部大輔祐隆・筑紫上野介義冬・久留米侍従毛利藤  
四郎秀包・立花侍従宗茂・後藤大和守盛房・堅田兵部少輔広隆・  
宗対馬守義忠・毛利壱岐守勝信・同豊前一二後守勝長、都合九万三千  
七百騎なり、西国大名八三三な秀頼の命に応じて兵船を大坂に  
着る、扨家康公大坂の御屋敷には佐野肥後守を被指置処に  
大坂より追払て毛利輝元御屋舗へ移る、佐野肥後守八せんかた  
なくして伏見へゆくなり、扨大阪衆被致相談家康公へ御味方申  
衆の内室を人質に取て大坂の城へ入置候、半とて近辺にお八し  
ます細川越中守の内室を先大坂の本丸に入給ふ様にと使を  
立るといへとも無承引に付七月十七日兵を以押てからめ取ん  
とす、内室

明智日向守  
光秀力娘

是を聞て自害す、小笠原正斎長刀にて

かいしゃくいたし家に火をかけ腹を切、川北石見も自害するなり  
稲留伊賀逐電す、大坂奉行衆是におとるきケ様に候へは弥  
敵を招くにて候之間人質を取候事八不入物と相談を極め  
伏見の城責の評定なり

一 伏見の本丸には鳥井彦右衛門元忠、西丸に八内藤弥次右衛門同息

小市郎、追手に松平五左衛門

異二五郎  
左衛門ト有

・松平主殿介忠房、加勢として

若狭少将勝俊

後二靈山二  
居長味ト云

を籠給

異本二澤田民部  
モ籠トアリ

、石田方より鳥居・

内藤に速に城を明渡し退候へと使を立る、其時内藤申やう  
今大勢にて此城を攻んに我々無勢にてなか／＼持かたし  
家康公の御大事此米いかほとか有へけれ八侍一人も大切の  
時也、速に城を明渡し人数を損せず関東へ下て八いゝ有  
へきと申、鳥居申けるは家康公関東に御下向の時、如此事八

御分別の前なり小身なる我等に此城を預け被置候事八  
此城を枕に仕候へとの事也、何も八ともかくも此鳥居におゐ  
て八一戦とけ、討死仕らんと申により皆々是に同意し、石田  
か使を切てすて近辺を焼払籠城す、筑前中納言秀秋

太閤ノ養子実父八木下肥後守家定の子秀吉北ノ御方八家定カ  
妹ナレハ秀吉公北ノ方タメニハ甥也後小早川隆景養子トナルナリ

太閤秀吉公逝去

あらん前に秀吉公の心に背き牢々の身と成お八しけるを  
太閤他界の後、家康公被召出て本領を預らる、御恩を不忘  
思ハるゝといへとも敵の色を立て八逃れかたき故、一応八石田か  
催促に随て一味の所に石田金吾の心を悟て家康公と手切  
の為、伏見の城を責落され候へと先手とす、秀秋是非なく  
先手に向に付城中へ使をたて申され候八秀秋、家康公へ志有  
といへともいま石田か不知に草も気もなひき候、折節なれ八

敵の色を立候て八却而家康公への忠心成不申候、後の功を存候故、一旦石田に組し候へ八此城の責手に当て候、かたきの心をはからん為に候へ八明日押寄、鉄炮に玉を不入から筒をうたせ可申候間皆々城より切て出それよりすくに關東へ御退候へとの事也、鳥居返事に御志難有存候、さりなから此城立退候事八一生の内仕ましく候、迎の御志に候八、明日押よせ我々か首を御取被成、石田に御見せ候ていよく御謀の手たてに被成候へと申なり

一 七月十五日、城兵何も鳥居か持口に集り敵よせ来八事急にして名残の盃不可成とて皆々盃ことをして互の持口くを と云定敵を待なり

一 七月晦日、伏見の城のよせて筑前中納言秀秋を先として

備前中納言秀家・嶋津兵庫頭義弘・毛利輝元・増田右衛門尉  
長盛か人数長束大蔵大輔正盛か人数に大坂の弓鉄炮の者を  
加へて城を取まき夜半より火矢をいかけ取詰てせむる城  
中の人々かねて打死と極けれ八一足も退す防戦ふ、然処に  
江州永原の者とも反逆して

異本深尾清十郎ト云者足輕二百人御預状  
見ノ城ニ置セラル、所二三州ノ者ラ八一人モ不

抱他国ノ者ヲムサトカ、工置タル故ニカノ者徒党ヲ組テ敵ヲ引火ヲカクルト云々  
又一説ニ江州甲賀ノ住民堀十内山口宗介ト云者一門四十二人反逆シテ敵ヲ引込ト云々 松の丸

より敵を引入る秀秋の兵乱入によりて防様なくして城中  
の人々皆討死す、鳥居か家人彦右衛門に自害をすゝむ元忠  
申ける八大将の自害する八不好事なり、縦一人成とも敵を打  
て死ん事我望所也、我味方原にて疵を蒙り

天正三年八月諏  
訪原ニテチンバ

ニナル  
ナリ 行歩安からすといへとも敵と太刀打して可死とて明れ  
は八月朔日本丸の門を開郎等左右に立て出戦し十余度に

及て自害す首を八秀頼の弓大将鈴木孫三郎討取也

異本二  
紀州雜

賀孫一郎首ヲ  
トルトアリ

松平五左衛門をは比奈野角助・田嶋助左衛門

秀秋ノ  
軍士也

討取

候とて兩人争ふ、松平主殿介を八嶋津か家人別所と云者討取也、若狭少将勝俊八家康公御縁者なりけれ八御心易被思召、伏見の城に被指置処に敵いまた攻寄さる前に城中の人々勝俊を隔心有て面目からずとて伏見を出京都に入、太閤の御台所の御座所を守り御座て後には若狭へかへらる

依此事天下平均ノ後所領ヲ召上ラレ  
長嘯ト名ヲカヘ靈山ニ引込

一 京極宰相若狭守高次八大津の城主なり、石田・増田に一味して北国の陣として江北東野まで被出けるかそれよりひき返し大津の城にたて籠に付く、八月二日、久留米侍従毛利秀包・柳川侍従立花宗茂・筑紫上野介義冬・南

條中務少輔忠成・石川掃部頼助・多賀出雲守・毛利七郎兵衛・元  
安安芸守輝元か人数増田右衛門尉か郎等増田作左衛門・高田  
小左衛門秀頼の弓鉄炮頭を以大津の城をとりまき、同四日迄  
責候へ共城落不申候、されとも始終こらへ難かりければ  
高次家老とも申けるはいま近国に味方仕もの八一人も  
なく候、此平城にて運を抜ん事なか／＼思ひもよらす、先人  
質をも御出し候て和談被成、家康公御大勢を御待又御旗  
を立られ可然由進め申により高次尤とて和平を被調に  
付大坂勢も引取、高次は高野とて城を出る

一 七月廿日、細川兵部大輔藤孝幽斎玄旨入道の丹後国田辺の城  
へ小野木縫殿助・谷出羽守・藤掛三河守・高田豊後守・別所豊後守・  
杉原伯耆守・小出大和守・生駒左近太夫、大将として押寄責る

城よりも兵を出し防戦然所に為、勅使三條大納言被下和睦を被調なり

一 七月廿四日、秀忠公宇都宮にて石田か反逆を被聞召、大小の侍大将衆を被召連小山へ御引歸、家康公御陣へ被成御座御相談の事有之、井伊兵部・本多中務兩人を御使にて大名小名に被仰渡候八今度石田謀反を企るなり、大小名によらす石田に同意の面々八急き馳上るへし、少も遺恨に不思召又関東に心をよせん人八まつ会津を可攻や、石田を可攻や、此兩条を可申上と被仰下候処に皆々口をふさき何とも申者なし、時に福島左衛門大夫正則申けるは何もの心八ともかくもあれ、正則に於て八全く二心を不存候間、上方御発向被成にをいて八私の居城清州の城を明渡し御出陣に任貯置申候、兵糧をも指上ケ

御先を可仕と申に付皆々其通にご返事を申上る

渡辺監物八  
父山城守病

氣二付山城守養子ヲツレテ十六歳ニテ秀忠公ノ御供仕宇都宮マテ下又御供ニテ北国  
関ヶ原へ参軍散後秀忠公著御ナサルユへ監物ナト八関ヶ原御軍ニハアヒ不申候

一 秀忠公小山に御陣被遊候時、三州刈谷より注進有、其子細は

堀尾帯刀浜松へ参御目見仕を前の府へ歸る時、三州二川の木村  
市右衛門に逢又加々野井弥八に逢弥八堀尾に申八某事、家康公  
へ志御座候故忍出て罷下候処いま爰にて逢申事致大悦候  
家康公へ可然様に頼申との事なり、堀尾悦つれ立て岡崎に  
行、さて三州刈屋の水野和泉守忠勝八今程病気なれ共談合  
の事有に付て池鯉鮒にて出合候間あれへ連立候半とて  
池鯉鮒へ行、水野も出合て食過火をとりしたるに堀尾居眠  
たるに加々野井弥八刀を抜て水野を切殺す、堀尾目を覺し  
脇指を抜加々野井堀尾か片つらを切堀尾少もこまらず加々野井

を突伏その脇指をも抜さるに水野か家人共子細八不知切て出  
堀尾難儀して足を伸て燈をふミけし刀をも不取庭へ出て  
家人をよひ肩にかゝり刈屋へつれ行へしといへとも家人不用して  
岡崎へ入る、岡崎に一日逗留して浜松へ歸るなり此子細をしかと  
しらする故、刈屋よりの注進に堀尾逆心を企、水野和泉守并加々  
野井弥八を切よし申上る、堀尾信濃守  
行年  
二十三 奥州の御供にて  
御陣にあり皆人召よせからめとらんとゆう秀忠公仰に云彼者  
志いとけき時よりよく見届置に縦父逆心有とても同意  
する者にあらずと宣ふ所に水野か家人広瀬与八郎と云者能  
見届、加々野井か和泉守を討たる事歴然たるのよし注進申来る  
其故八弥八か鼻紙袋に堀尾帯刀、水野和泉守を討取たら八  
三州・遠州両国の主たるへしとの石田治部少輔証文有、明朝

信濃守へ御使を被下父か勇を御誉被成候にて初て信濃守此事を知、則伺公仕候て昨夜注進の節、御しらせ不被下事此恨申上る、和泉守か嫡子日向守勝成八父と不和にして秀忠公の御近習に罷在候か無相違父か跡被仰付候

一 七月廿六日、加賀国金沢の城主前田中納言利長・同弟能登侍従孫四郎利政、関東の御下知に随ひ手合のため同国大聖寺の城主山口玄番頭正弘息右京亮を攻んため湊川手取川を渡りて三田山に陣を取、岡崎備中守に守せて小松の城の押とす、小松の城に八丹羽五郎左衛門長重か居城也、石田治部か方にて居ゆへなり三田山に備中守を置八金沢まで通洛のためにも能也、さて孫四郎大勢を指添大聖寺へ働く城より鯉橋へ出て支んとするを追払て明日に八町口を破り城中に攻

入敵本丸にとり上たるに孫四郎鐘丸を破り一同に責入五百  
余人を討取故、終に山口父子自害するなり、八月四日の事也  
府ノ城ノ堀尾勘解由ヲ攻ントテ大谷刑部ヲサシ向故、利長ニ加勢ヲ請ユヘ利長人数ヲ  
出ス次ニ大聖寺ヲ責トリ申候

一 七月廿七日、会津御退治を八被指置、上方へ御進発被成に極候  
に付諸大名の人質を江戸へ遣被申候て、廿八日に小山より直に武  
蔵野へかゝり御先手として上方へ馳登る人々には福嶋左  
衛門大夫正則・池田三左衛門尉輝政・長岡越中守忠興・浅野左京大夫  
幸長・京極修理亮高正・黒田甲斐守長政・中村彦右衛門一栄・田中  
兵部大輔長政・蜂須賀長門守至鎮・山名禅高分部左京亮政寿・藤  
堂佐渡守高虎・山内対馬守一豊・寺沢志摩守広高・加藤左馬介  
嘉明・稻葉蔵人通茂・浮田左京成政・古田兵部信藤・九鬼長門守  
守隆・富田信濃守信勝・亀井武蔵守政直・戸川肥後守政利・本多

因幡守正茂・生駒讚岐守正利・松倉豊後守重正・桑山相模守一貞・  
織田有楽入道・同息河内守長孝・有馬玄番頭貴氏・金森出雲守  
重頼・村越兵庫頭名乗ナシ  
後二可改・本多中務少輔忠勝・息美濃守忠政・同  
内記忠朝・井伊兵部少輔直政、都合五万余騎

一 会津の手当として結城中納言秀康卿、結城に御留置、蒲生  
藤三郎秀行・里見安房守忠義侍從  
ナリ・佐野修理大夫政綱・上野下  
野の者共結城宇都宮に御残置、家康公・秀忠公御一度に江  
城へ御歸被成候

一 越後国春日山の城には堀久太郎秀治罷在、此城八景勝の  
本国にて本城にて候故、謀計を被致所の者に一揆を起させ  
手勢を加出し出羽奥州の境に要害をかまへさする、又  
下倉の城には小倉主膳御味方にて抱居、八月朔日一揆蜂起

して城の廻を焼城兵人数少故及難儀、同国坂戸の城には堀丹後守直奇 堀監物 二男 罷在此事を聞て小倉か難儀を救んとて彼地へ向んとする時、家老とも申ける八今一揆蜂起して小倉を攻申から八此城へも頓而押寄候半俣御思慮候得と云丹後守申ける、若敵此城へ寄候八、小倉を見継たる後難いかゝのかるへしと其夜人数を出し二日の辰の刻小倉に着 行程 九里 小倉はや城戸を開て切て出散々に戦ふ、主従五十余騎討死す、丹後守備を見たし新手にて打戦一揆三百余打取四日に一揆に先かけとして追崩二百余うち取一揆の大將齊藤・梯崎・丸田敗北するなり 私二日 堀丹後守忠俊力家 来ヲ堀監物弟丹後守ト号ス

御先祖記 三卷終